

住居確保給付金のしおり

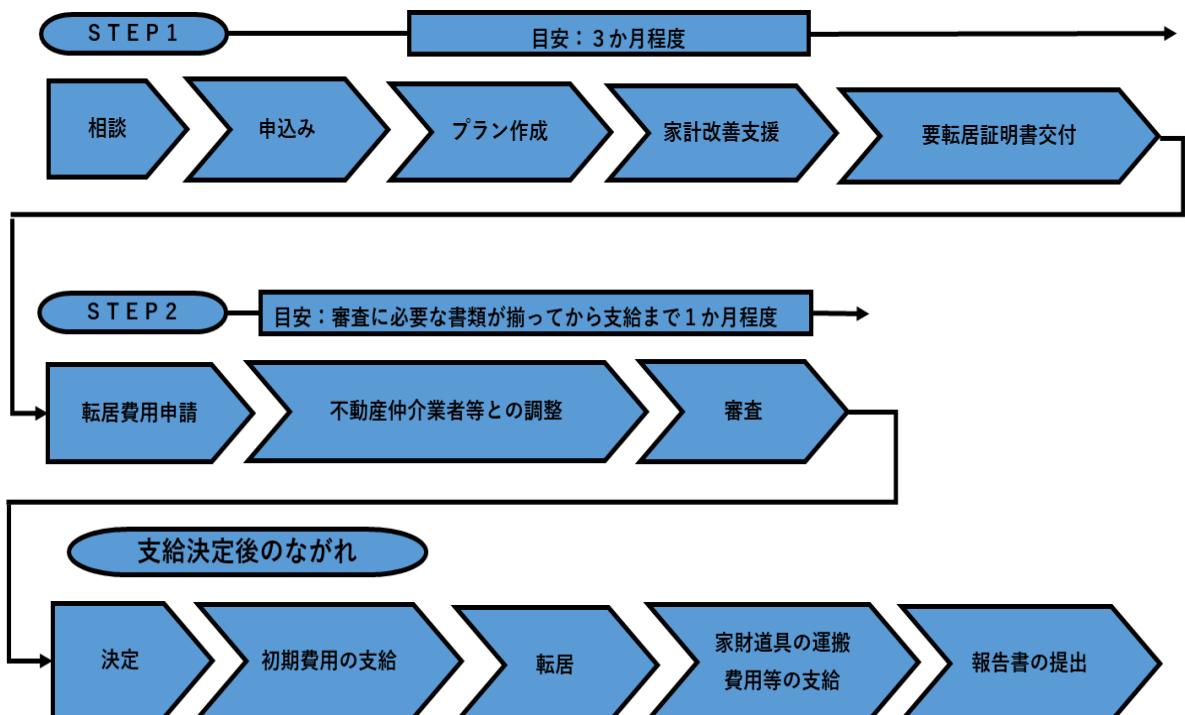
家計の立て直しのための

転居費用補助について

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

相談から支給の流れの概要

転居費用補助の支給を申請する場合には、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難であると認められることが要件の1つとなっているため、先ずは、家計改善支援の実施が必要となります。



もくじ

(1) 家計改善支援事業とは	1
(2) 支給額・支給方法・支給経費	1
(3) 転居費用補助を受給するための要件	3
(4) 収入基準額について	4
(5) 手続きの流れ	5
(6) 申請に必要な書類	8
(7) 転居費用補助受給後に行うこと	9
(8) 朝霞市以外への転居の場合について	9
(9) 再支給について	9
(10) 適正な受給のために	9

(1) 家計改善支援事業とは

生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に収支のバランスや借金の状況などを整理し、自ら家計を管理できるようにアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介などを行います。

生活困窮者自立支援制度の実施事業の1つであるため、自立相談支援事業の申込みが必要になります。

(2) 支給額・支給方法・支給経費

支給額

支給額については、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額を3倍した額が上限となります。

なお、朝霞市での上限額は以下の表のとおりとなります。

世帯人数	支給上限額
1人世帯	143,100円
2人世帯	171,000円
3人～5人世帯	186,000円
6人世帯	201,000円
7人以上世帯	223,200円

※転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担となります。

※転居に要する費用の実際の支出額が支給額を下回った場合は差額を返還していただきます。

支給方法

転居先の住宅に係る初期費用

不動産仲介業者等の口座へ振り込む代理受領となります。

上記以外の経費については、確実に業者等へ支払いが確認できる支払い方法となりますので、ご相談ください。

支給経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">・転居先への家財の運搬費用・転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)・ハウスクリーニングなどの原状回復費(転居前の住宅に係る費用を含む)・鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">・敷金・契約時に払う家賃(前家賃)・家財や設備(エアコン等)の購入費 <p>※敷金については、返還される可能性があるため、対象外とする。</p>

(3) 転居費用補助を受給するための要件

<input type="checkbox"/>	①基本要件	申請者と同一の世帯に属するものの死亡、又は申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額（以下、「世帯収入額」という。）が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のあるある者であること。								
<input type="checkbox"/>	②収入減少 期間要件	申請日の属する月 において、収入減少した月から2年以内であること。								
<input type="checkbox"/>	③生計維持 要件	申請日の属する月 において、その属する世帯の生計を主として維持していること。								
<input type="checkbox"/>	④収入要件 【P.4 参照】	申請日の属する月 における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額（※）を合算した額（収入基準額）以下であること。 ※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。								
<input type="checkbox"/>	⑤資産要件	申請日 における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の方形が、下表の金融資産上限額以下であること。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産上限額</td> <td>504,000円</td> <td>780,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円
世帯人数	1人	2人	3人以上							
金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円							
<input type="checkbox"/>	⑥家計改善 に関する要件	家計に関する相談支援において、以下の2点の内どちらかが認められ、また転居費用の捻出が困難であると認められること。 ①より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する ②転居に伴い家賃が今より高額になる（持家からの転居を含む）が、家賃負担を含めた家計全体の支出が改善される。								
<input type="checkbox"/>	⑦類似給付 に関する調整規定	自治体等が実施する離職者に対する転居の支援を目的とした類似給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていること。								
<input type="checkbox"/>	⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑨現在、生活保護を受給していないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑩過去に住居確保給付金の転居費用補助の									
<input type="checkbox"/>	⑪①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書（様式1-2A）】の内容について誓約及び同意すること。									

(4) 収入基準額について

申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- 「④収入上限額」を超える場合は支給対象外となります。
- 収入額が「②基準額」以上の場合や、家賃額の一部が支給となります。
- 収入とは、給与収入、事業収入（自営業など）、公的給付（失業給付や年金など）、その他恒常的な収入（仕送りなど）など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。

【給与収入】 = 総支給額（社会保険料天引き前） - 交通費支給額

【自営業等の事業収入】 = 総収入額 - （事業収入を得るための）必要経費（*確定申告に準ずる）

詳しくは、お問い合わせください。

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額 + 家賃額(③家賃上限額)	
1人	84,000円 + 家賃額(上限47,700円)	131,700円
2人	130,000円 + 家賃額(上限57,000円)	187,000円
3人	172,000円 + 家賃額(上限62,000円)	234,000円
4人	214,000円 + 家賃額(上限62,000円)	276,000円
5人	255,000円 + 家賃額(上限62,000円)	317,000円
6人	297,000円 + 家賃額(上限67,000円)	364,000円
7人	334,000円 + 家賃額(上限74,400円)	408,400円

✓ 収入要件の確認について

③家賃上限額 (上記表より転記)

A	円
---	---

実際の家賃額

B	円
---	---

AとBを比べて少ない方

②基準額 (上記表より転記)

C	円
---	---



D	円
---	---



収入基準額

E	円
---	---

世帯の申請月の収入

F	円
---	---

EとFを比較

Eの方が大きい場合



支給対象

Fの方が大きい場合



(または同じ)
対象外

(5)手続きの流れ



1

相談

家計の見直しなど、先ずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。

2

利用申込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申込をします。

3

プラン作成・目標設定

家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作成します。

4

家計改善支援の実施

家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図り、生活を早期に再生させるための「家計再生プラン」を策定します。

また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「家計計画表」や「キャッシュフロー表」の作成等を行うとともに、家計の改善のための転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。

5

要転居証明書(様式10)の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書(様式10)」が交付されます。

STEP2へ

STEP 2



6

住居確保給付金(転居費用補助)の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(様式1-1)」を提出し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」の誓約事項及び同意事項の確認を署名します。

7

転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを掲示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類(添付書類及び追加確認書類)が一式揃ってからになります。
- ・審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、予め不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、朝霞市自立相談支援機関(福祉相談課)に連絡してください。

8

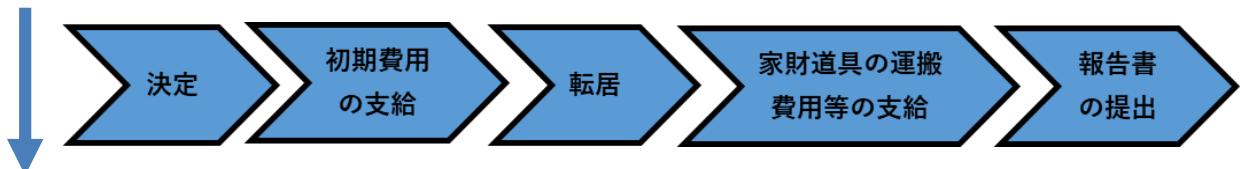
追加書類を朝霞市自立相談支援機関(福祉相談課)へ提出
下記の追加書類を提出してください。

- 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)
- 転居に要する費用の額及び内訳が確認でき書類・各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)

9

審査後、決定内容を本人へ通知します。

支給決定された場合



支給決定された場合の流れ

10 不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定されたことを本人から報告

また、不動産仲介業者等の指定の口座へ朝霞市より初期費用が振り込まれる

【注意事項】

- ・転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用の実際の支払い額は支給決定額を下回った場合には、差額分を返還していただきます。

11 転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、原則業者の指定の口座へ朝霞市より振り込まれます。

12 住宅入居日から7日以内に住居確保報告書(様式5)及び必要書類を朝霞市自立相談支援機関(福祉相談課)へ提出(郵送可)

下記の追加書類を提出してください。

- 住居確保報告書(様式5)
- 賃貸借契約書の写し
- 新住所における住民票の写し

【その他】

- ・実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲内であれば、差額を追加支給できる場合がありますので、ご相談ください。
- ・実際の支出額が決定支給額を下回っていた場合は、差額分を返還していただきます。

(6) 申請に必要な書類

- 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1－1）**
- 本人確認書類**
 - ・運転免許証・個人番号カード・各種障害者手帳、在留カードなど
提示が難しい場合は、ご相談ください。
- 収入が減少したことがわかる書類**

申請日の属する月から2年以内に著しく収入が減少したと分かる書類。（給与明細書や振込口座の通帳のコピーなど、ご相談ください。）
- 離職等関係書類**

世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し。
- 収入関係書類**

支給申請者含む世帯全員分の、申請月の収入が確認できる書類の写し。
- 金融資産関係書類**

支給申請者含む世帯全員分の、申請日の金融機関の通帳等の写し。
- 要転居証明書**

家計改善支援を受けた後に、転居が必要であると判断された場合に発行されます。
- （持ち家の場合のみ）居住維持費用関係書類**

持ち家の場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し。

(7) 転居費用補助受給後に行うこと

受給者は、新しい住宅への入居日から7日以内に、住居確保報告書（様式5号）に以下の3点の資料とともに報告・提出をおこなってください。

- ① 住居確保報告書（様式5）
- ② 賃貸住宅に関する「賃貸借契約の写し」
- ③ 「新住所における住民票の写し」

(8) 朝霞市以外への転居の場合について

申請後、転居先の候補が朝霞市以外の場合は、申請者の同意を得た上で、転居先の自治体へ情報を提供いたします。

また、朝霞市以外への転居後に「家賃補助」の受給を希望される場合は、転居先の自治体へ申請を行うこととなります。

(9) 再支給について

受給者が転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくは同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は個人の都合によるものを除く）により、世帯収入が著しく減少し、かつついで従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件に該当する場合は再支給を受けられる場合があります。

(10) 適正な受給のために

- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地へ確認することができます。
- ・必要に応じ、住宅訪問や居住実態を確認し、併せて居住環境や生活面の支援を行うことがあります。

お問い合わせ先

朝霞市 福祉部 福祉相談課 福祉相談係
TEL：048-423-5082